

24日獣発第63号

平成24年5月30日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 山根 義久

(公印及び契印の押印は省略)

平成24年産米穀の飼料利用について

このことについて、平成24年5月18日付け24生畜第323号をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長及び農産部穀物課長の連名で別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、平成23年産の米穀の流通・利用と同様、平成24年産の米穀であるものの家畜の飼料として利用するもの（新規需要米として生産される飼料米に限らず、主食用米の規格外米やふるい下米、自家利用する主食用米の飼料利用など家畜の飼料として供されるすべての米穀をいう）の流通・利用については、別添のとおり取り扱うこととした旨、地方農政局に対し通知したので、本会会員への周知を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会 事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



24生畜第323号
平成24年5月18日

東北農政局生産部長 殿
関東農政局生産部長 殿
北陸農政局生産部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
生産局農産部穀物課長

平成24年産米穀の飼料利用について

平成23年産の米穀であって家畜の飼料として利用するもの（新規需要米として生産される飼料用米に限らず、主食用米の規格外米やふるい下米、自家利用する主食用米の飼料利用など家畜の飼料として供される全ての米穀をいう。以下「飼料利用米」という。）の流通・利用については、食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日原子力災害対策本部）に基づき対象自治体が玄米の検査を行い、その結果に基づき自肅の解除を判断してきたところです。

平成24年産の玄米の検査については、平成24年3月12日に改正された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成24年3月12日原子力災害対策本部）に基づき対象自治体が全量全袋検査又は一般検査を行うこととしており、平成24年産の飼料利用米の流通・利用についても、原則として、自肅を行った上で、玄米の検査の結果に基づき自肅の解除を判断することとし、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴職より貴局管内の各県に対し通知するとともに、農業者、流通業者等に対して、徹底するよう指導願います。

記

- 1 食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成24年3月12日原子力災害対策本部）に基づき対象自治体が行う玄米の放射性物質検査（以下「玄米検査」という。）の結果が明らかとなるまでの間は、事前出荷制限の指示対象区域（平成24年4月5日原子力災害対策本部長指示に基づき事前出荷制限を行う区域。以下「事前出荷制限区域」という。）を除き、当該市町村の米穀について、主食用米の出荷に加え、飼料用としても出荷を自肅するよう飼料利用米の生産者（飼料利用米を自家生産する畜産農家を含む。）及び流通業者に対して指導する。

- 2 玄米検査の結果、出荷・販売が可能となった区域の米穀については、主食用米の出荷に加え、飼料用としても出荷の自粛が解除できることとする。
- 3 事前出荷制限区域においては、1及び2によらず、「24年産稲の作付に関する方針について」（平成24年2月28日農林水産省公表）に基づき、全量全袋検査が終わるまでの間は、あらかじめ決められた保管場所で確実に管理を行い、全量全袋検査の結果、出荷・販売が可能となった米袋（フレキシブルコンテナ等を含む。以下同じ。）の米穀については、主食用米の出荷に加え、飼料用としても出荷できることとする。
- 4 玄米の形で利用する飼料利用米について、畜産農家が単体飼料として利用する場合（畜産農家等が家畜に飼料利用米を給与する前に他の飼料と飼料利用米を混合する場合を含む。以下「単体利用」という。）は、玄米検査の結果、放射性セシウム濃度が暫定許容値（「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知）の1の（2）に規定される牛、馬、豚、家きん等用飼料中に含まれることが許容される最大値をいう。以下同じ。）以下となった玄米検査を行った区域の飼料利用米（全量全袋検査を行う場合にあっては、当該検査の結果、暫定許容値以下となった米袋の飼料用米）のみが利用されるよう、飼料利用米の生産者、流通業者及び畜産農家に指導する。
- 5 また、もみ米の形で利用する飼料利用米について、畜産農家が単体利用する場合は、関係都県において次の取組について、飼料利用米の生産者、流通業者及び畜産農家に指導する。
 - (1) 玄米検査の結果を用いたもみ米の放射性セシウム濃度の算出方法
もみ米の放射性セシウム濃度は、玄米検査の結果から得られた玄米の放射性セシウム濃度に濃度比（1.5）を乗じることにより算出する。
なお、実際にもみ米の放射性セシウム濃度を測定する場合には、上記の算出方法を用いる必要はない。
 - (2) 飼料利用の可否の判断
関係都県は、玄米検査を行った区域（全量全袋検査を行う場合にあっては、当該検査を行った米袋）において、上記の算出方法により算出したもみ米の放射性セシウム濃度又は実際に測定したもみ米の放射性セシウム濃度が暫定許容値を超えない場合のみ、当該区域のもみ米を単体利用するよう指導する。
- 6 本通知に基づき指導対象となる米穀は、新規需要米として生産される飼料用米に限らず、主食用米の規格外米やふるい下米、自家利用する主食用米の飼料利用など家畜の飼料として供される全ての米穀としていることを踏まえ、これらの米穀を生産、流通、消費する事業者等が網羅的に周知・指導の対象となるよう留意する。

平成24年5月18日

関係者の皆様へ

1. 平成23年産の米穀であって家畜の飼料として利用するもの（以下「飼料利用米」という。）の流通・利用については、食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日原子力災害対策本部）に基づき対象自治体が玄米の検査を行い、その結果に基づき自粛の解除を判断してきたところです。
2. 平成24年産の玄米の検査については、平成24年3月12日に改正された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成24年3月12日原子力災害対策本部）に基づき対象自治体が全量全袋検査又は一般検査を行うこととしています。
3. 平成24年産の飼料利用米の流通・利用についても、原則として、自粛を行った上で、玄米の検査の結果に基づき自粛の解除を判断することとしましたので、貴団体におかれましては、同封いたしました通知について、団体の会員等へ確実に周知していただくよう、御協力をお願いいたします。

【連絡先】

畜産振興課 草地整備推進室

担当者：丹菊、早坂、西尾

FAX：03-3580-0078

TEL：03-3502-8111(内線 4916)